

古河電工健康保険組合理事及び理事長選挙執行規程

昭和37年3月16日 施行

(趣旨)

第1条 理事および理事長の選挙の執行は法令および規約に規定があるものの外はこの規程の定めるところによる。

(理事選挙)

第2条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人の確定後直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、その日以後7日以内に行うことができる。この場合においては、理事長は、選挙の期日を定めなければならない。

(選挙の管理)

第3条 理事長は、選挙の期日前に、投票、開票の日時、選挙会場ならびに選挙すべき理事の数を告知し、選挙又は選定された議員がその旨を確認することができるようにしなければならない。

(選挙長)

第4条 選挙長は、理事長をもって充てる。

- 2 理事長に故障があるときは、規約第35条の規定により理事長の職務を行う者をもって充てる。

(選挙立会人)

第5条 選挙長は、選定議員及び互選議員の中から、それぞれ1名の選挙立会人を指名しなければならない。

(立候補の届出等)

第6条 理事の候補者となろうとする者は、選挙日に組合会議員選挙執行規程第2号様式に準じて作成した立候補届出書により、選挙長に届け出なければならない。

- 2 第2条ただし書きの特別の事情がある場合には、理事の候補者となろうとする者は、選挙期日を定めた日から、選挙の期日前2日までに、前条の届出を選挙長に届け出なければならない。
- 3 前2項の届出を受理した選挙長は、届出書の余白に受理の年月日を記載し、そ

の旨公告しなければならない。

- 4 理事候補者が、選挙すべき理事の定数を超える場合又は選挙すべき理事の定数に満たない場合は、投票を行わなければならない。

(投票)

第7条 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。

- 2 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人(理事候補者が選挙すべき理事の定数を超える場合は理事候補者、理事候補者が選挙すべき理事の定数に満たない場合は理事候補者以外の者)6名(ただし、理事候補者が選挙すべき理事の定数を満たさない場合は、満たさない人数)又は1名の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。
- 3 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。
- 4 選挙人がやむを得ない事由により、選挙の当日自ら選挙会場に行き投票することができない場合においては、あらかじめ選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら被選挙人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封印し、更にこれを他の封筒に入れ封印し、その裏面に署名しかつ投票用紙在中の旨を明記して、開票する時刻までに到達するよう選挙長に送付しなければならない。
- 5 投票用紙及び郵便をもって投票に用いる投票用封筒は、組合会議員選挙執行規程第4号様式に準じて作成するものとする。

(投票の点検)

第8条 投票が終わったとき選挙長は直ちに選挙立会人の面前において投票を点検しなければならない。なおこの場合に投票用封筒に入れた投票があるときはその封筒を開披した上すべての投票を混同した後点検しなければならない。

(投票の効力の決定)

第9条 投票の効力は選挙長において選挙立会人の意見を聞いた上でこれを決定する。

(無効投票)

第10条 次の投票は無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの
2. 現に理事の職にある者の氏名を記載したもの
3. 互選人でない者の氏名を記載したもの

4. 一投票中にその選挙区における理事の数を超過する被選挙人の氏名を記載したもの
5. 被選挙人の氏名を自書しないもの
6. 被選挙人のだれを記載したか確認しがたいもの
7. 被選挙人の氏名の外他事を記載したもの、ただし職場の地位・住所または敬称を記入したものはこの限りでない
8. 開票時刻までに到達しない投票

(同点者の当選人)

第11条 規約第28条第3項の規定により当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは年長者を取り年齢も又同じであるときは選挙会場において選挙長は選挙人の面前で抽選をもってこれを定める。

(理事長の選挙)

第12条 理事の当選人が確定したときは直ちに理事長の選挙を行う。

- 2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事(理事長候補者を除く)の中から理事が選挙する。

(選挙録の調製)

第13条 選挙長は選挙録を調製して選挙のてん末を記載し、かつ選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

(無投票当選)

第14条 規約第28条第1項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

- 2 前項の場合において、選挙長は、理事候補者を当選人と定めなければならない。

(当選人の告知)

第15条 当選者が定まったときは理事は直ちに当選の旨を告知しなければならない。

- 2 当選者が当選を辞退しようとするときは当選の告知を受けた日より5日以内に事由をつがさに書面をもってこれを理事に申出なければならない。

(再選挙)

第16条 選挙すべき理事の数に足る当選者を得ることが出来ないときはその不足員数につきさらに選挙を行う。

(繰上げ補充)

第17条 当選者が当選を辞退したとき、選挙の期日後に被選挙権がなくなったとき、または死亡者であるときは得票者であって当選者とならなかった者を順次当選者とする。

(補欠選挙)

第18条 理事又は理事長に欠員を生じたときは前条の例による。

2 前項の規定の適用を受ける者がいないときは、補欠選挙を行う。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1.この規程変更は、令和3年4月1日より施行する。